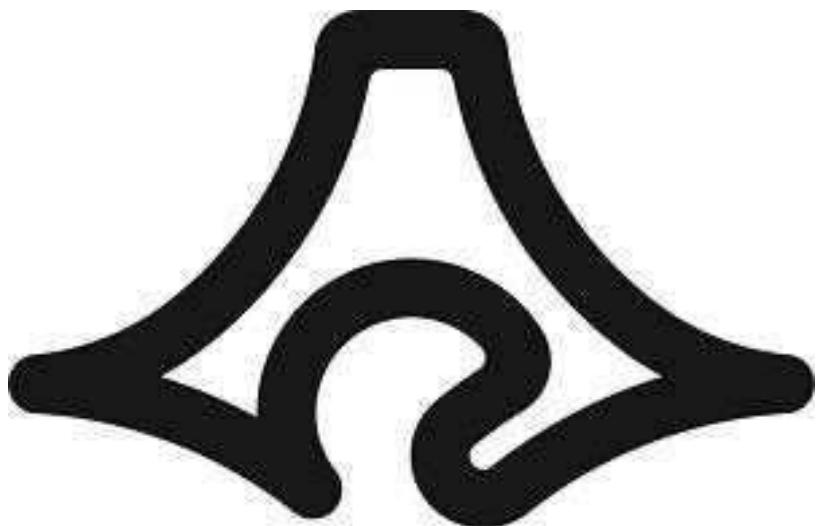


案

しづおか食の安全推進のための
アクションプラン
〔令和8年度ー令和10年度〕
(2026-2028)



しづおか食の安全推進委員会

目 次

第1章 「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」の策定にあたって	1
1 アクションプラン策定の趣旨	1
2 前アクションプランにおける成果と課題	1
3 アクションプランの位置付け	5
4 基本的な考え方	6
5 プランの推進体制	7
6 プランの期間と目標	8
第2章 アクションプランの施策体系	9
第3章 分野別の施策	10
I 【柱1】生産から流通・消費における食品の安全確保	10
【分野別施策1】生産段階に衛生管理指導の充実強化	10
具体的施策(1) 生産者におけるGAP導入への支援	11
具体的施策(2) 農薬の適正な使用と販売の指導	11
具体的施策(3) 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導	12
具体的施策(4) 家畜伝染性疾患対策の推進	12
【分野別施策2】製造・加工段階における監視指導の充実強化	12
具体的施策(1) 食品の製造・加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	13
具体的施策(2) と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	14
具体的施策(3) 製造所における食品添加物等の適正な使用についての指導の徹底	14
具体的施策(4) 食物アレルギー対策の推進	15
具体的施策(5) と畜検査(BSE検査を含む)・食鳥検査の徹底	15
具体的施策(6) 食肉の安全性確保の推進	15
【分野別施策3】調理段階における食中毒防止対策等の充実強化	16
具体的施策(1) 調理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	16
具体的施策(2) 調理施設に対する食中毒防止対策指導	17
具体的施策(3) 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施	18
具体的施策(4) 大量調理施設、ホテル、旅館等の監視指導の徹底	18
具体的施策(5) 食物アレルギー対策の推進	18
【分野別施策4】流通・消費段階における監視指導の充実強化	19
具体的施策(1) 卸売市場等におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	20
具体的施策(2) 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施	20
具体的施策(3) 流通段階における違反・不良食品の排除	20
具体的施策(4) 輸入食品の監視・検査の実施	21
具体的施策(5) 健康食品の安全対策の推進	21
【分野別施策5】自主管理体制推進の支援	22
具体的施策(1) 食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援	22
【分野別施策6】食品に係る危機管理体制の充実	22
具体的施策(1) 関係機関等との連携体制の強化	23
具体的施策(2) 食品による健康被害発生時の調査・原因究明	24
具体的施策(3) 試験検査・調査研究体制の充実	24

II	【柱2】消費者の食に対する信頼確保	25
【分野別施策1】	消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進	25
具体的施策(1)	消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保	25
具体的施策(2)	食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業の推進	26
【分野別施策2】	食品の安全・安心に関する情報発信の充実強化	26
具体的施策(1)	迅速でわかりやすい情報の提供	27
具体的施策(2)	食品安全検査結果の公表	28
具体的施策(3)	デジタル技術を有効に活用した情報の発信	28
具体的施策(4)	食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起	28
【分野別施策3】	消費者の正しい知識習得への支援	29
具体的施策(1)	静岡県食育推進計画に基づく食育の推進	29
具体的施策(2)	食品の安全に関する知識の普及や啓発	30
【分野別施策4】	適正表示の推進	30
具体的施策(1)	食品の正しい表示についての指導・啓発	31
具体的施策(2)	遺伝子組換え食品の表示適正化の推進	31
具体的施策(3)	食物アレルギー対策の推進	32
【分野別施策5】	県産食品の信頼確保	32
具体的施策(1)	県産食品の安全に関する情報の発信	33
具体的施策(2)	トレーサビリティシステムの推進	34
具体的施策(3)	環境に配慮した生産体制の導入・定着	34
具体的施策(4)	食品関連事業者の食の安全・安心等に関する知識習得への支援	34
【分野別施策6】	食品に係る危機管理対応の充実	34
具体的施策(1)	食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応	35
具体的施策(2)	事業者の危機管理対応の啓発、助言	35

第1章 「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」の策定に当たって

1 アクションプラン策定の趣旨

静岡県では、「県民への安全で安心できる食品の提供」を目的として、平成15年3月「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定して以来、4度の改訂を重ね、23年に亘って生産から流通・消費に至る各段階における食の安全確保に取り組んできました。令和4年3月に策定した第5次計画「アクションプラン（2022-2025）」（以下、「前アクションプラン」という。）においても、生産から流通、消費に至る関係部局が連携しながら、各施策を進行し、県民の意見を施策へ反映してきました。

新型コロナウイルス感染症流行期には、感染症対策のため衛生管理が向上し、食中毒など食品を原因とする健康被害の発生件数は減少しました。その間に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出により、外出自粛要請、営業時間の短縮要請などが行われ、外食の機会が大きく減少した一方で、テイクアウトやデリバリー等の新たなビジネスモデルが増加してきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の対策が見直され、5類感染症に移行したことをきっかけに、社会活動は正常化に向かい、人の移動やフードイベント等の復活に伴ってキッチンカーや露店営業等による食品提供が増えてきました。さらに、大規模イベントの増加に伴い、調理能力を超過した食品の受注と調理が原因となった食中毒事件が全国で発生しています。

アフターコロナの生活様式の中で、全国的に食中毒が増加傾向に転じ、県内においても、ノロウイルス食中毒を中心とした食中毒が増加しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光客は、コロナ禍前の水準へ回復しつつあり、今後もその増加が見込まれることから、食を通じて静岡県をアピールするためにも、県産農林水産物の安全性や飲食店の衛生管理を徹底しなければなりません。

一方、持続可能な食の環境づくりとして、環境に配慮した生産方式の導入やフードロス対策なども重要視されております。

以上のような食を取り巻く現状の中、令和7年度に、第5次計画の期間が終了するにあたり、過去の計画で得た成果と課題を踏まえた上で、消費者の食品の安全性への不安を解消するため、「県民への安全で安心できる食品の提供」を目的として、今回新たに第6次計画となる「アクションプラン（2026-2028）」（以下、「新アクションプラン」という。）を策定しました。新アクションプランに基づき各施策に取組むことにより、県民一人ひとりのウェルビーイングの向上を図り、県民が幸せや豊かさを感じる静岡県づくりに貢献します。

2 前アクションプランにおける成果と課題

前アクションプランでは、「生産から流通・消費における食品の安全確保」と「消費者の食に対する信頼確保」の基本的な二つの方向性を柱とし、それぞれに目標を定め、具体的な施策については関係者が連携し各種事業に取り組んできたところです。

施策事業別に見ると、概ね計画どおり事業展開しており、1つの目標である

「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10 人以下」は平成 15 年度に目標値と定めて以降、これまでの各プランの計画期間ごとの健康被害者数は確実に低下してきています。令和元年度には、初めて目標を下回り、令和 5 年度まで継続して目標を達成しました。しかし、コロナ禍後、ノロウイルス食中毒を中心に食中毒発生が増加に転じ、令和 5 年度には 10.0 人まで増え、令和 6 年度はわずかに目標を超過する 11.2 人となりました。生産から流通・消費における G A P⁶³ 及び HACCP⁶⁹ をはじめとした現行取組の成果は認められることから、引き続き各取組を継続・積上げていくことが重要となります。目標達成に向けては、食中毒の多数を占めるノロウイルス食中毒対策が特に不可欠となります。

また、2 つ目の目標である「食の安全に対する県民の信頼度 80% 以上」については、県民意識調査⁶⁴の結果、県内で購入する食品の安全性について「信頼できる」と回答した県民の割合は 8 年連続で 70% 以上の高水準を維持しており、令和 7 年度は 78.2% と過去最高となりました。令和 6 年度に健康食品を原因とする全国規模の健康被害事案があったにもかかわらず、信頼度が落ち込んでいないことから、これまでの「食に対する信頼確保」における取組の成果が認められます。一方で、食の安全性について「関心がない」と回答した県民の割合が 17.2% あつたことから、信頼度をさらに高めるためには、情報の届く裾野の拡大や発信する情報の充実を図っていく必要があります。

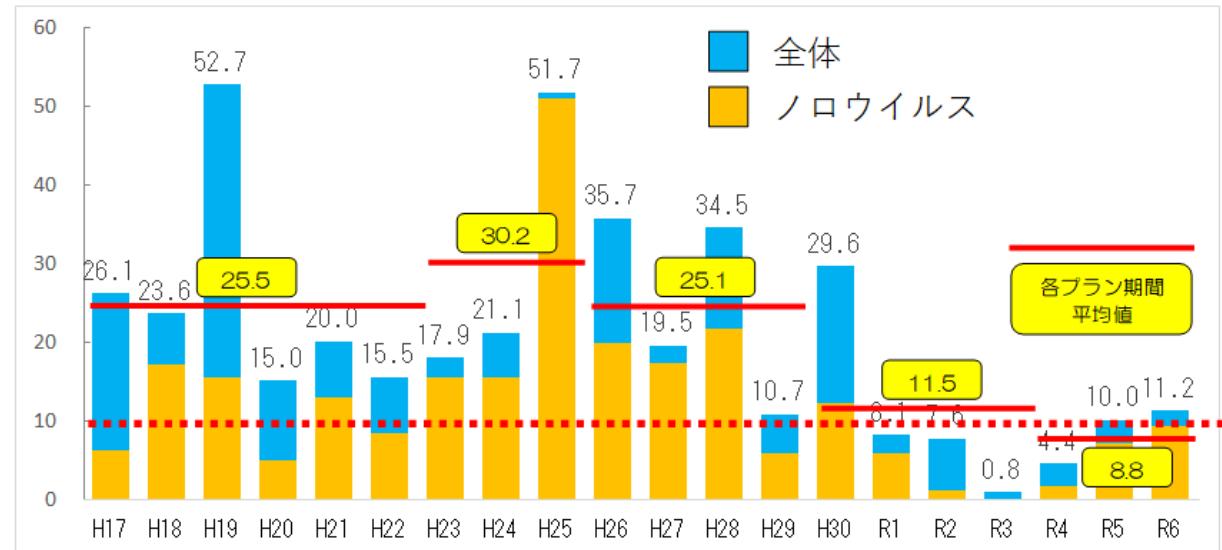
【静岡県内食中毒発生状況(平成17～令和6年度)】

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
発生件数(件)	22	28	28	26	30	20	20	20	19
患者数(人)	986 (26.1)	894 (23.6)	2,001 (52.7)	571 (15.0)	760 (20.0)	590 (15.5)	673 (17.9)	793 (21.1)	1,937 (51.7)
プラン平均	第1次 (25.5)							第2次 (30.2)	

年 度	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数(件)	32	19	30	20	24	12	10	5	7	13	14
患者数(人)	1,340 (35.7)	730 (19.5)	1,295 (34.5)	395 (10.7)	1,115 (29.6)	298 (8.1)	281 (7.6)	31 (0.8)	159 (4.4)	360 (10.0)	404 (11.2)
プラン平均	第3次 (25.1)				第4次 (11.5)				第5次 (8.8)		

* () 内は人口10万人当たりの患者数

【静岡県の人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数(平成17～令和6年度)】



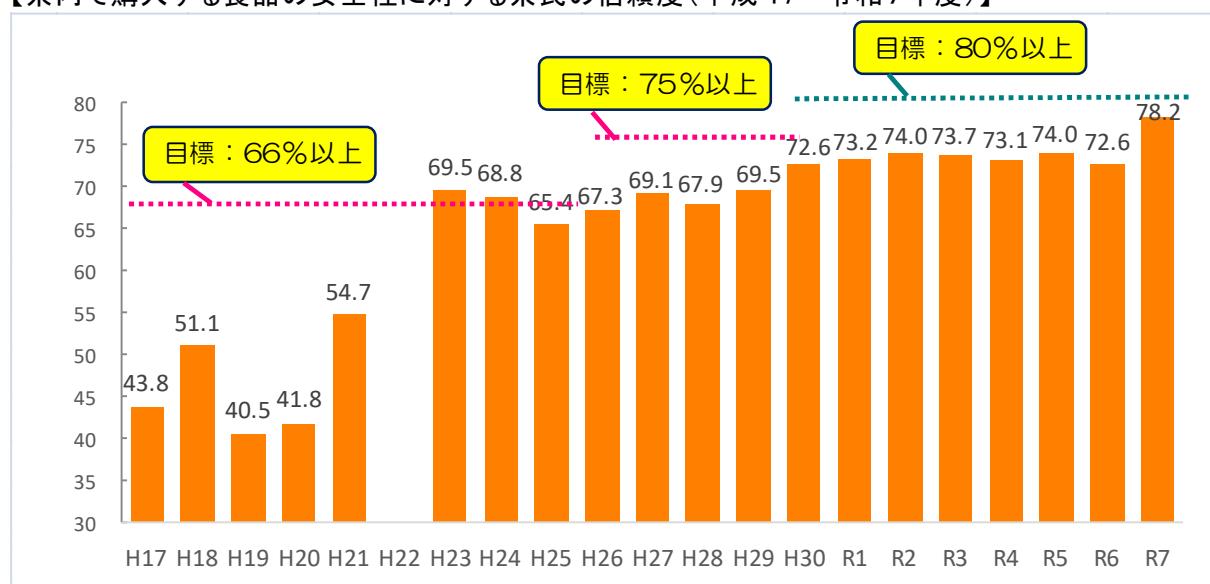
【県内で購入する食品の安全性に対する県民の信頼度(平成17~令和7年度):県政世論調査】

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
食の安全性に対する 県民の信頼度(%)	43.8	51.1	40.5	41.8	54.7	-	69.5	68.8	65.4	67.3	69.1	67.8	69.5
プラン平均	第1次 46.4						第2次 67.9				第3次 68.5		

年 度	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
食の安全性に対する 県民の信頼度(%)	72.6	73.2	74.0	73.7	73.1	74.0	72.6	78.2
プラン平均	第4次 73.4				第5次 74.5			

県民意識調査(静岡県企画広報部総合計画課)、平成22年度は調査実施されず。

【県内で購入する食品の安全性に対する県民の信頼度(平成17~令和7年度)】



3 アクションプランの位置付け

静岡県総合計画 ~しづおか ウェルビーイングプラン~

- 【政策】 III 県民の安心（III-1 防災・安全）
【政策の柱】 III-1-3 安全な生活の確保
【施策】 III-1-3 (4) 安全な消費生活と健康危機対策
【成果指標】 人口10万人あたりの食品を原因とする健康被害者数10人以下

「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」 【令和8－令和10年度（2026-2028）】

【目的】 県民への安全で安心できる食品の提供

- ・生産から流通・消費における食品の安全確保
- ・消費者の食に対する信頼確保

関係法令等

- 食品安全基本法 (H15 施行)
- 食品衛生法 (S23 施行)
- 食品表示法 (H27 施行)
- 医薬品医療機器等法 (S36 施行)
(旧薬事法)
- 景品表示法 (S37 施行)
- 健康増進法 (H14 施行)
- 食育基本法 (H17 施行)
- 消費者安全法 (H21 施行)
- 学校給食法 (H21 施行)
- 静岡県消費生活条例 (H11 施行)
- 静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例 (H17 施行)

製造・流通・消費段階

静岡県食品衛生監視指導計画
(食品衛生法に基づく監視指導 毎年策定)

静岡県消費者基本計画
(2025-2028)

ふじのくに食育推進計画
(第4次静岡県食育推進計画)
(令和6年度～令和17年度)

生産段階

静岡県産業成長戦略 (毎年策定)

4 基本的な考え方

食品の安全確保対策は、県民が健康で安心できる生活を営むうえで、欠くことのできない重要な施策であり、生産から流通・消費の全ての過程において総合的な対策を進める必要があります。

そのため、まず食品の生産者や製造者等は、常に食品の安全を最優先に取り組む責務があるとともに、食品の安全と安心に関する情報を積極的に消費者に提供することが重要です。

また、消費者は、安全な食品を選択する権利を有するとともに、食品の安全について知識と理解を深める必要があります。

さらに、県は、関係部局との連携を強化し、県民参加のあらゆる機会を通じて、県民の意見を聞き、その意見を施策に反映するとともに、生産から流通・消費に至る全ての段階において、食品の安全確保を図り、また、消費者が安心して食品を選択できるよう積極的な情報の提供・公開に努めます。

以上のように、「県民への安全で安心できる食品の提供」による安全で安心な社会づくりを実現するために、消費者・生産者・製造者・流通業者・行政がそれぞれの役割を十分認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たしていくことが重要です。

この基本的考え方のもと、食の安全推進のためのアクションプランにおいては、「生産から流通・消費における食品の安全確保」、「消費者の食に対する信頼確保」の2つの柱を基本に施策を展開し、目的の実現を目指します。

5 プランの推進体制

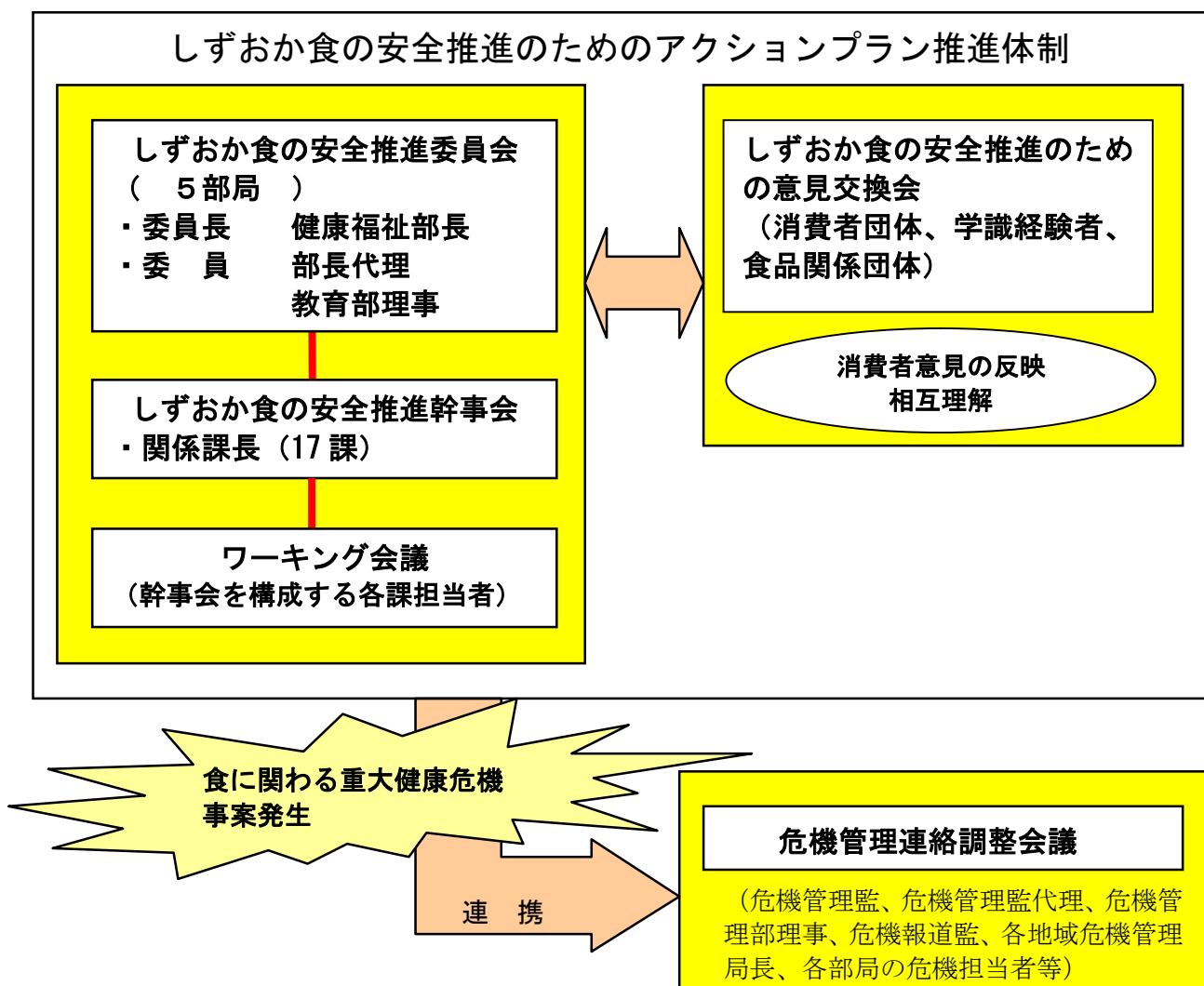
(1) プランの推進体制

県では、健康福祉部長を委員長とし、庁内の関係部局から構成される「しづおか食の安全推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、静岡県の食品の安全確保に関する施策について基本的な方向性を示すとともに、具体的な行動計画として「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」を策定し、各部局が連携しながら食品の安全確保のための事業に取り組みます。

平成22年度からは、危機管理部も参画し、健康危機管理上、緊急性または重大性のある事案についてより迅速な対応が図られるよう、危機管理⁶³体制の強化を図りました。

委員会は、緊急時に情報の共有化と対策の確認を行うとともに、広く県民に情報を提供する場合やプランの策定及び見直し時に開催します。

また、関係各課から構成される「しづおか食の安全推進幹事会」(以下「幹事会」という。)では、平常時、新アクションプランの進行管理や活動の把握を行います。



(2) プランの進行管理

各事業の進行管理はしづおか食の安全推進幹事会が行います。消費者、学識経験者、食品関係団体からなる「しづおか食の安全推進のための意見交換会⁶²」（以下「意見交換会」という。）において新アクションプラン全体にわたる、意見をいただき、その後の施策へ反映させるよう努めます。

(3) 実施結果の公表

意見交換会で使用した資料と、いただいた意見については、ホームページ上で公表するとともに、新アクションプランには最新の実績を掲載します。

6 プランの期間と目標

(1) 計画期間

静岡県総合計画⁶⁷の計画期間にあわせ、令和8年度から令和10年度までの3年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

(2) 目標

新アクションプランにおける【柱1】「生産から流通・消費における食品の安全確保」と【柱2】「消費者の食に対する信頼確保」のそれぞれに目標を定める。

ア 【柱1】「生産から流通・消費における食品の安全確保」の目標

- ・ 人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10人以下

イ 【柱2】「消費者の食に対する信頼確保」の目標

- ・ 食の安全に対する県民の信頼度 80%以上

第2章 アクションプランの施策体系

【具体的施策】*

(1) 生産者におけるGAP導入への支援	1 生産段階における衛生管理指導の充実強化
(2) 農薬の適正な使用と販売の指導	2 製造・加工段階における監視指導の充実強化
(3) 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導	3 調理段階における食中毒防止対策等の充実強化
(4) 家畜伝染性疾患対策の推進	4 流通・消費段階における監視指導の充実強化
(1) 食品の製造・加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	5 自主管理体制推進の支援
(2) と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	6 食品に係る危機管理体制の充実
(3) 製造所における食品添加物等の適正な使用についての指導の徹底	
(4) 食物アレルギー対策の推進	
(5) と畜検査・食鳥検査の徹底	
(6) 食肉の安全性確保の推進	
(1) 調理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	
(2) 調理施設に対する食中毒防止対策指導	
(3) 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施	
(4) 大量調理施設、ホテル・旅館等の監視指導の徹底	
(5) 食物アレルギー対策の推進	
(1) 卸売市場等におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	
(2) 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施	
(3) 流通段階における違反・不良食品の排除	
(4) 輸入食品の監視・検査の実施	
(5) 健康食品の安全対策の推進	
(1) 食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援	
(1) 関係機関等との連携体制の強化	
(2) 食品による健康被害発生時の調査・原因究明	
(3) 試験検査・調査研究体制の充実	
(1) 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保	1 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進
(2) 食品の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進	2 食品の安全・安心に関する情報発信の充実強化
(1) 迅速で分りやすい情報の提供	3 消費者の正しい知識習得への支援
(2) 食品安全検査結果の公表	4 適正表示の推進
(3) デジタル技術を有効に活用した情報の発信	5 県産食品の信頼確保
(4) 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起	6 食品に係る危機管理対応の充実
(1) 静岡県食育推進計画に基づく食育の推進	
(2) 食品の安全に関する知識の普及や啓発	
(1) 食品の正しい表示についての指導・啓発	
(2) 遺伝子組換え食品の表示適正化の推進	
(3) 食物アレルギー対策の推進	
(1) 県産食品の安全に関する情報の発信	
(2) トレーサビリティシステムの推進	
(3) 環境に配慮した生産体制の導入・定着	
(4) 食品関連事業者の食の安全・安心等に関する知識習得への支援	
(1) 食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応	
(2) 事業者の危機管理対応の啓発・助言	

【分野別施策】

方向性

目標

目的

柱1

生産から流通・消費における食品を原因とする

人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数10人以下

柱2

消費者の食に対する信頼確保

食の安全に対する信頼度80%以上

県民への安全で安心できる食品の提供

* 具体的施策ごと、重要な取組に目標値を定め、活動指標として設定する。

第3章 分野別の施策

I 【柱1】生産から流通・消費における食品の安全確保

【分野別施策1】生産段階における衛生管理指導の充実強化

【現状】

- 農業・養殖業生産活動は食料の安定供給に加え、食品安全、環境保全及び労働安全確保が重要です。
- 県は、指導者、生産者向け研修、しづおか農林水産物認証制度(以下、「しづおか認証」という。)の実地指導等を行い、GAP等認証導入を支援してきましたが、既認証農場の廃業等により、認証農場が減少傾向にありました。また、農林水産省からGAP国際水準化を求められ、本県でも「しづおか認証」の見直しを行いました。
- 平成18年にはポジティブリスト制度が施行され、食品中に残留するすべての農薬、飼料添加物⁶⁷及び動物用医薬品について、残留基準(一律基準を含む。)が設定されています。
- 抗生物質をはじめとした動物用医薬品・水産用医薬品の使用は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき定められています。
- 県内の家畜伝染病の発生件数は少ないものの、毎年、数件確認されています。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱は、国内で発生しています。

【課題】

- 消費者の農産物に対する安全・安心の意識は高く、残留農薬等に不安を抱いており、農薬等の適正な販売や使用について、常に指導・啓発を図っていく必要があります。
- 生産現場ではGAPに取り組む必要性が高まっていますが、国際水準GAPの指導者が不足しており、農業者は充分な指導が受けられる体制になっていません。
- 「しづおか認証」の制度を廃止し、国際水準のGAP基準を採用した「しづおかGAP」を新たに制度化したことから、現在、しづおか認証を受けている農場等を、「しづおかGAP」の認証基準以上に引き上げる支援をしていく必要があります。
- 養殖生産物についても、GAP手法を取り入れた品質管理を導入し、安全と安心をPRし、消費者の信頼確保を図っていく必要があります。
- 農薬使用者の認識不足等を原因とした、農薬の適用外使用が発生しています。引き続き農薬の適正使用及び販売を指導していく必要があります。
- 動物用医薬品の不適正使用が、人の健康に悪影響を与えることのないよう、畜産農家への巡回指導を行う必要があります。畜産物の生産や流通を阻害する可能性のある家畜伝染病等の発生予防及びまん延防止を図る必要があります。

具体的施策(1) 生産者におけるGAP導入への支援

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
しづおかGAPの指導経営体数	しづおかGAPの指導経営体数（各年度の審査、監査の対象経営体数の累積）	—	50 経営体	累積 100 経営体	累積 150 経営体

- 「しづおか認証」を受けている農場等を、国際水準のGAP基準を採用した「しづおかGAP」の認証基準以上に引き上げる支援をします。
【食と農の振興課、畜産振興課】
- GAP指導者を養成します。
【食と農の振興課、畜産振興課】
- 講習会等の開催により、農業者のGAPへの理解を推進します。
【食と農の振興課】
- GAPの認知度を向上させるため、農業者・流通業者・消費者等を対象とした普及啓発活動を実施します。
【食と農の振興課】
- 県内農業経営体の意識向上、GAP認証の取得に向けて支援します。
【食と農の振興課、畜産振興課】
- 養殖業者によるGAPの取組を推進するとともに、新たに導入を目指す養殖業者を支援し、安全・安心や養殖魚の生産を支援します。【水産資源課】

具体的施策(2) 農薬の適正な使用と販売の指導

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
農薬・肥料適正使用管理体制強化	農薬販売者及び使用者への立入検査数(累計)	341 件	350 件	累計 700 件	累計 1050 件

- 農薬の適正使用の情報提供のため、農作物病害虫防除基準を作成し生産者へ提供します。
【食と農の振興課】
- 農薬が多く使用される6～8月に農薬危害防止運動を展開し、農薬販売者、使用者への立入検査、指導を実施します。
【食と農の振興課】
- 農薬販売者等の知識向上のため、農薬管理指導士⁶⁸研修を開催します。
【食と農の振興課】
- 県内で生産された物に残留する農薬について、農薬の使用実態を把握し、流通・販売段階での効果的な検査を実施します。
【衛生課】
- 検査の結果、違反が判明した場合は、生産者指導による再発防止のため、検査結果を速やかに経済産業部に伝えるなど情報共有を図ります。
【衛生課】

具体的施策(3) 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
動物用医薬品販売業者への立入検査	立入検査実施率 (%)	100%	100%	100%	100%
水産用医薬品残留検査(養殖魚安全対策事業)	基準値を超える検体数(検体/年) 検査検体数(件)	0件 16検体	0件 16検体	0件 16検体	0件 16検体

- 動物用医薬品の適正使用を図るため、販売業者に対し立入検査を実施します。 【畜産振興課】
- 県内で生産される畜水産物に残留する動物用医薬品・水産用医薬品について、出荷・流通・販売段階での効果的な検査を実施します。 【水産資源課、衛生課】
- 生産者向け講習会などを開催し、水産用医薬品の適正使用に関する指導を実施します。 【水産資源課】
- 畜水産食品の検査の結果、違反が判明した場合は、生産者指導による再発防止のため、検査結果を速やかに経済産業部に伝えるなど情報共有を図ります。 【衛生課】

具体的施策(4) 家畜伝染性疾患対策の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
畜産農家への巡回指導	指導実施率 (%)	100%	100%	100%	100%

- 「家畜伝染病予防法⁶³」に基づき、家畜伝染病等の検査の計画的な実施及び家畜伝染病の摘発・処分を実施し、発生農場における家畜伝染病のまん延防止対策の指示を実施します。 【畜産振興課】
- 家畜伝染病の発生を予防するため、畜産農家の定期的な巡回を実施し、「飼養衛生管理基準」の遵守を中心に、基本的な衛生対策についての指導を実施します。 【畜産振興課】
- 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病のまん延防止のため、防疫演習等の実施や関係機関との連携を推進します。 【畜産振興課】

【分野別施策2】 製造・加工段階における監視指導の充実強化

【現状】

- 食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則、全ての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等)が、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなり、その導入、定着を図ってきました。
- 食肉に起因する腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター等の食中毒を未然に防止するため、と畜場等におけるとさつ、解体時の食肉への微生物汚染防止対策が講じられています。
- 食品添加物は、消費者庁において、最新の科学的知見に基づく再評価や、毒

- 性及び食品添加物摂取量調査等が行われ、その安全性が確保されています。
- 消費者の健康被害の発生を防止する観点から、アレルギーを引き起こすことが明らかになったもののうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食物アレルギー物質8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）（以下、「特定原材料」という。）を含む食品について、これらを含む旨の表示が義務化されています。
 - 水産加工業者向けの衛生管理講習会を、毎年、各地域で開催しています。

【課題】

- HACCPに沿った衛生管理の定着に加えて、今後は、事業者自ら検証に取り組むよう技術的助言を行い、その円滑な運用と精度の向上を図る必要があります。
- HACCPに基づく衛生管理がなされると畜場及び食鳥処理場に対して、衛生管理が適切に行われているかの外部検証を行い、事業者自ら検証に取り組むよう技術的助言を行い、その円滑な運用と精度の向上を図る必要があります。
- HACCPに沿った衛生管理の技術的助言を適切に実施するために、食品衛生監視員及びと畜・食鳥検査員の資質向上を図るために研修等を充実させ、その体制強化に努める必要があります。
- 製造・加工段階において違反・不良食品が確認された場合、健康被害拡大防止のため、速やかに流通から排除するための措置を講じる必要があります。
- 消費者は、食品添加物の使用そのものに対し高い関心を持っていることから、食品製造者による不適正な食品添加物の使用や表示は、食に対する信頼を損なうため、違反者に対しては徹底した改善指導を実施する必要があります。
- 食物アレルギーはごく微量のアレルギー物質によって発症することから、健康被害の発生を防止するため、事業者は品目ごとにアレルギー物質が原材料に含まれているかを確認する必要があります。
- 捕獲された野生鳥獣の食品としての利用の推進にあたり、野生鳥獣肉の調理時の安全性に関する情報の収集及び提供をする必要があります。
- 水産加工業者は減少傾向であり、研修会の開催方法のオンライン化や集約化などによる効率的な開催方法へ変更する必要があります。

具体的施策(1) 食品の製造・加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品衛生監視指導 (HACCP実施状況助言・指導)	製造・加工施設に対する監視率 (%) (監視件数/目標監視件数)	100%	100%	100%	100%
違反が判明した製品の製造者への改善指導	改善率 (%) (改善完了件数/違反等件数)	100%	100%	100%	100%

- HACCPに沿った衛生管理の技術的助言・指導を行うことで、事業者自らが検証を行えるよう支援し、HACCPに沿った衛生管理の精度向上を図ります。

【衛生課】

- 新規事業者に対しては、HACCPに沿った衛生管理の導入支援を行います。
【衛生課】
- 中小規模食品事業者を対象に、HACCPの導入・維持・管理する人材を育成する研修会を開催します。
【衛生課】
- HACCPに沿った衛生管理の検証及び助言・指導を行う食品衛生監視員⁶⁶の育成、資質向上を図ります。
【衛生課】
- HACCPの推進のため、加工業者を対象として専門家による現地指導やオンラインなどを活用した研修会を実施します。
【水産振興課】

具体的施策(2) と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の外部検証	と畜場及び食鳥処理場に対する年12回の監視率(%)	100%	100%	100%	100%

- と畜場及び大規模食鳥処理場に対しては、HACCPに基づく衛生管理が適切に実施されていることを確認するため外部検証を実施します。【衛生課】
- HACCPに沿った衛生管理の導入支援、検証を適切に実施するため、研修を充実させ、と畜検査員及び食鳥検査員の資質向上を図ります。【衛生課】
- 令和8年4月から一部供用開始する静岡県食肉センターにおいて、輸出認定に向けた高度な衛生管理に取り組みます。
【畜産振興課】

具体的施策(3) 製造所における食品添加物等の適正な使用についての指導の徹底

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
添加物に係る違反が判明した施設の改善指導	改善率(%)	100%	100%	100%	100%

- 製造所で原材料として使用する食品や製造した食品の検査（食品添加物、細菌等）を実施し、違反が確認された場合は、廃棄を命令するなど速やかに当該食品を流通から排除します。
【衛生課】
- 県内の食品製造施設の立入検査を実施し、食品添加物の使用状況及び表示内容等の確認を行います。
【衛生課】
- 違反食品の製造所所在地が他の都道府県にある場合（輸入食品の違反の場合は、輸入者を管轄する都道府県）には、直ちに調査結果と措置について通報します。
【衛生課】

具体的施策(4) 食物アレルギー対策の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
アレルゲン表示違反が判明した製造者等の改善指導	改善率(%)	100%	100%	100%	100%

- 食品製造施設等に立入検査し、製品への特定原材料の使用確認、コンタミネーション防止対策及び表示等の確認を行います。 【衛生課】
- 食品製造施設等への立入検査では、食物アレルギー表示の制度変更等の適正管理に資する情報提供を行います。 【衛生課】
- 食品製造施設で製造する食品のアレルギー物質検査を実施し、食品の表示の適正化を図ります。 【衛生課】

具体的施策(5) と畜検査 (BSE検査を含む)・食鳥検査の徹底

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
と畜検査・食鳥検査の実施	検査率(%)	100%	100%	100%	100%

- と畜場及び食鳥処理場において、とさつ解体処理される牛、豚、鶏等については、検査員(獣医師)が一頭毎に生体検査、内臓検査などを実施し、食用不適な食肉を排除します。 【衛生課】
- 残留物質モニタリング等の実施により、食肉、食鳥肉の安全を確保します。 【衛生課】
- 法令に基づくBSE検査を実施し、牛肉の加工段階を含め、脳、脊髄などの特定危険部位⁶⁸の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施します。 【衛生課】
- 食肉の安全性確保のため、家畜衛生、食品衛生担当者が動物用医薬品の使用実態などについて、相互の密接な連絡及び連携を推進します。 【畜産振興課、衛生課】

具体的施策(6) 食肉の安全性確保の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
生食用食肉の加工施設への監視	生食用食肉加工施設に対する監視率(%)	100%	100%	100%	100%

- 生食用食肉(牛肉)の加工を行う施設に対して、監視指導を行います。 【衛生課】
- カンピロバクター食中毒対策として、食肉処理業者に対して、加熱が必要である旨の情報伝達を確実に行うよう指導します。 【衛生課】
- 関係部局と連携して野生鳥獣肉を提供する事業者等に対して衛生管理の徹底について周知します。 【衛生課、関係課】

【分野別施策3】 調理段階における食中毒防止対策等の充実強化

【現状】

- 食品衛生法の改正により、飲食店などの調理施設においても、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなり、その導入、定着を図ってきました。
- 令和6年度の食中毒発生件数は14件、患者数404人であり、うちノロウイルスによる食中毒は7件333人を占めています。
- 令和6年度は、ノロウイルスを原因とする100人を超える大規模な食中毒が発生しています。
- カンピロバクター食中毒が毎年発生し、令和6年度の食中毒発生件数は4件であり、加熱不十分な鶏肉の提供によるものでした。
- コロナ禍後、調理食品のテイクアウト・デリバリーによる提供、フードイベントにおけるキッチンカーや露店による調理食品提供など、施設の営業形態が変化しています。
- 消費者庁・厚生労働省が、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定し、SDGsの点からも、食べ残した食品の持ち帰りが促進されています。
- イベント等の大型化で、食品の大量発注が増えたことから、調理室の面積、設備、人的能力等を大幅に超えた受注を原因とした食中毒が発生しています。
- 食物アレルギーは、表示義務のない調理施設においても対応が求められています。

【課題】

- HACCPに沿った衛生管理の定着に加えて、今後は、事業者自ら検証に取り組むよう技術的助言を行い、その円滑な運用と精度向上を図る必要があります。
- 発生件数、患者数とも多いノロウイルス食中毒を予防する必要があります。
- カンピロバクター食中毒発生を防止するためには、鶏肉は調理段階において十分な加熱調理が必要であることを周知していく必要があります。
- テイクアウト・デリバリーや、食べ残しの持ち帰りに伴う提供リスクを周知し、適切な調理食品の取扱を啓発する必要があります。
- 食品の受注数は、調理能力に応じた範囲に限るよう啓発することが必要です。
- 学校・病院等の給食は、大量に調理され配食数も多く、健康な大人に比べ体力や抵抗力の弱い児童や入院患者に提供されていることから、一旦食中毒が発生すれば大規模な被害が生じる可能性が高いため、引き続き衛生管理の徹底を図る必要があります。
- 食物アレルギーによる健康被害発生を防止するため、調理段階においても、アレルギー物質使用状況の把握、二次汚染対策の徹底及びアレルギー疾患有する方に対する情報提供の必要があります。

具体的施策(1) 調理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品衛生監視 指導 (HACCP実施状況助言・指導)	調理施設に対する監視率(%)	100%	100%	100%	100%

- HACCPに沿った衛生管理の技術的助言・指導を行うことで、事業者自らが検証を行えるよう支援し、HACCPに沿った衛生管理の精度向上を図ります。
【衛生課】
- 新規事業者に対しては、HACCPに沿った衛生管理の導入支援を行います。
【衛生課】

具体的施策(2) 調理施設に対する食中毒防止対策指導

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
ノロウイルス食中毒防止のための手洗い指導の実施	事業者向け講習会における手洗い指導実施率(%) (指導実施件数/講習会開催件数)	—	100%	100%	100%
新規事業者への助言・指導(デリバリー等の衛生管理・調理能力超過への注意)	新規講習会における指導実施率(%) (指導実施件数/講習会開催件数)	—	100%	100%	100%
フードイベント等に対する助言・指導	イベント開催に対する助言指導率(%) (助言指導件数/イベント等開催届出件数)	—	100%	100%	100%

- ノロウイルス食中毒の予防対策で最も重要な手洗いについて、食品事業者対象の講習会において、洗い残しを目視確認できる蛍光ローションとブラックライトによる手洗い検証器を用いた正しい手洗い指導を実施します。
【衛生課】
- 新規事業者を対象とした講習会において、テイクアウト・デリバリーや食べ残しの持ち帰りに対する衛生対策の普及を図ります。
【衛生課】
- フードイベントやバザーの主催者に対して、食中毒防止のための助言・指導を行います。
【衛生課】
- 消費者に対しては、食肉の加熱調理時には、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力の乏しい者に生又は加熱不足の食肉を喫食させないよう、あらゆる機会を通じての注意喚起を行います。
【衛生課】
- 飲食店等における食肉の衛生管理が徹底されるよう事業者に対する監視指導を実施します。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、加熱調理の徹底を指導します。
【衛生課】
- カンピロバクター食中毒対策として、鶏肉を生や半生状態で提供している事業者に対し、加熱不十分な鶏肉料理の提供は控えるよう指導します。
【衛生課】
- 野生鳥獣肉の料理を提供する飲食店に対して監視指導を行います。
【衛生課】

具体的施策(3) 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
学校・病院に対する監視・指導	学校・病院に対する監視率(%) (監視件数/目標監視件数)	100%	100%	100%	100%

- 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく学校等集団給食施設に対する監視指導を行います。 【衛生課】
- 集団給食施設の調理従事者等を対象とする衛生講習会を開催し、食中毒防止のための食品衛生知識の普及及び衛生管理の徹底を図ります。 【衛生課】
- 養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員講習会や学校給食衛生管理研修会の実施、学校や調理場を訪問し、衛生管理等に関する改善指導を行い、安全管理体制の維持を図ります。 【健康体育課】

具体的施策(4) 大量調理施設、ホテル・旅館等の監視指導の徹底

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
大量調理施設に対する監視指導	大量調理施設に対する監視率(%) (監視件数/目標監視件数)	100%	100%	100%	100%

- ノロウイルス食中毒発生の危険が高まった場合や、ノロウイルス食中毒が連続して発生している場合「食中毒警報」を発表して注意喚起するとともに、11月～2月を「ノロウイルス食中毒防止対策重点期間⁶⁸」として、宴会場を有する飲食店等を集中的に監視指導します。 【衛生課】
- リスク分析⁷⁰に基づき危害発生頻度の高い業種、また食品による健康被害時の影響が大きい大規模施設等を重点対象業種として監視指導を実施します。 【衛生課】
- 大量調理施設等における食肉の衛生管理が徹底されるよう事業者に対する監視指導を実施します。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、加熱調理の徹底を指導します。 【衛生課】
- 食中毒発生時は、速やかに健康被害拡大防止を図り、施設における原因究明等調査を実施し、再発防止に努めます。 【衛生課】

具体的施策(5) 食物アレルギー対策の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
新規事業者への助言・指導 (食物アレルギー対策)	新規講習会における指導実施率(%) (指導実施件数/講習会開催件数)	—	100%	100%	100%

- 対面販売や中食・外食産業で販売、提供される食品については、消費者が安心して食品を選択できる環境づくりを進めるため、メニュー等を通じ、

アレルギー疾患を有する方に対する情報提供など自主的な取組を推進します。
【衛生課】

- 食品関係者等に対して、研修会等を通じて、食物アレルギー対策について理解を深めます。
【衛生課】

【分野別施策 4】 流通・消費段階における監視指導の充実強化

【現状】

- 卸売市場などの流通拠点や販売店においても、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなり、その導入、定着を図ってきました。
- 県は、地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、集荷や買付け、衛生管理等の実施状況を確認しています。
- 食品流通の広域化・複雑化に伴い、県内に流通する食品は多様化していることから、流通拠点及び食品販売店について一斉点検を実施するとともに、販売されている食品の検査の実施により安全確保を図っています。
- 農林水産物の生産・出荷者履歴の把握や、適正な食品表示の徹底を求めてきたが、一部出荷物において食品表示の軽微な違反が散見されます。
- 紅麹を原料とした健康食品を原因とする大規模な食中毒が発生し、令和6年度に法改正が行われ、機能性表示食品の衛生管理方法と表示方法が変更になりました。

【課題】

- 販売を行う施設は、施設数が多いため、監視指導に加えて、食品衛生意識の普及啓発を効率的に行うことが重要となります。
- 食品表示については、消費者に販売される段階で適正に表示されるためには、生産から流通に至るすべての段階で適正に表示されることが前提となるので、幅広く啓発にも力を入れる必要があります。
- 県内に流通する食品の多くが県外から供給されることから、流通食品の安全確保のため、流通拠点及び食品販売店への一斉点検等計画的かつ効果的な監視指導を実施し違反・不良食品の流通を防止する必要があります。
- 流通・消費段階において違反・不良食品が確認された場合、健康被害拡大防止のため、速やかに違反・不良食品を流通から排除するための措置を講じる必要があります。
- 健康食品は多くの県民に利用されていますが、大量摂取による健康被害が生じないよう、リスクと正しい摂取方法が消費者に伝達される必要があります。

具体的施策(1) 卸売市場等におけるHACCPに沿った衛生管理の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品衛生監視指導 (HACCP実施状況助言・指導)	販売施設に対する監視率(%) (監視件数/目標監視件数)	100%	100%	100%	100%

- 卸売市場を含めた販売施設に対して、HACCPに沿った衛生管理の普及や技術的な助言・指導を行うことで、HACCPに沿った衛生管理の精度向上を図ります。
【衛生課】
- 市場利用者も含めた卸売市場関係者を対象としたHACCP推進のための研修会を開催します。
【水産振興課】

具体的施策(2) 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
青果卸売市場の指導・検査	検査実施率(%) (青果卸売市場の運営状況・検査実施数/県内青果卸売市場数(書面検査を含む))	100%	100%	100%	100%
水産物卸売市場の指導・検査	検査実施率(%) (水産物卸売市場の指導・検査実施数/計画した水産物卸売市場の指導・検査実施数)	100%	100%	100%	100%

- 食品の卸売市場等の流通拠点や食品販売店に立入検査を実施し、食品の取扱状況や表示について確認・指導を行います。
【衛生課】
- 県内で流通・販売している食品の検査(残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、細菌等)を実施し食品の安全確保を図ります。
【衛生課】
- 安全で安心できる農水産物の供給のため、卸売市場検査において、引き続き指導を実施し、特に、出荷者履歴の把握や適正な食品表示を徹底するよう地場物を中心に指導するとともに、市場運営の適正化を図るため、衛生管理等の市場業務の状況について指導・検査を行います。
【農業戦略課・水産振興課】

具体的施策(3) 流通段階における違反・不良食品の排除

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
違反・不良流通食品に対する処理	完了率(%) (処理完了件数/違反等食品件数)	100%	100%	100%	100%

- 流通食品の検査を行い、違反が確認された場合は、回収を命令するなど速やかに当該品を流通から排除します。また、製造所が他自治体に所在する場合や違反食品が広域に流通する場合は、関係自治体と連携を図り、違反食品を速やかに流通から排除し、食品の安全確保を図ります。
【衛生課】
- 食品事業者には食品衛生法第58条第1項や食品表示法第10条の2第1項

- の規定に基づく自主回収届出制度の周知を行います。 【衛生課】
- 食品事業者から自主回収の報告があった場合は、消費者等からの問い合わせ等に適切に対応するとともに、事業者には速やかな回収や改善等を実施するよう指導します。 【衛生課】

具体的施策(4) 輸入食品の監視・検査の実施

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
違反が判明した輸入者等への改善指導	改善率(%) (違反改善数/違反数)	100%	100%	100%	100%

- 輸入食品取扱施設へ立入検査を実施し、輸入食品の取扱状況や表示等の確認を行います。 【衛生課】
- 県内に流通する輸入食品の検査（残留農薬、食品添加物、細菌検査等）を実施し食品の安全確保を図ります。 【衛生課】
- 検査結果については、違反情報に加え検査合格情報等も積極的に公表します。 【衛生課】
- 食品衛生法違反に該当する輸入食品や、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認した場合には、直ちに厚生労働省や関係都道府県と連絡を密にし、違反の改善指導を行います。 【衛生課】

具体的施策(5) 健康食品の安全対策の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
医薬品類似食品の試買調査	検体件数 (検体/年)	6検体	6検体	6検体	6検体

- 健康被害の未然防止、拡大防止の観点から、健康食品の製造業者等の製造実態把握に努めます。 【衛生課】
- 健康食品の苦情・相談は受付後、速やかに発生原因の究明及び違反事実の有無について調査を実施するとともに健康被害が疑われる場合は当該食品について検査を実施し、調査結果を相談者に回答することにより、健康食品に対する不安解消に努めます。 【衛生課、薬事課】
- 機能性表示食品制度に関する事業者からの相談については、関係機関と連携して対応します。 【衛生課】
- 市販されている健康食品を試買し、表示内容について検査するとともに、医薬品成分の含有検査もあわせて実施し、無承認無許可医薬品⁶⁹の排除に努めます。 【薬事課】
- 機能性表示食品制度について、関係課が連携し、食品事業者への周知を図ります。 【衛生課、新産業集積課】
- 消費者に対し健康食品に関する正しい知識を習得できるよう、講習会、意見交換会において、またはホームページ等を用いて情報提供します。 【衛生課】

【分野別施策 5】 自主管理体制推進の支援

【現状】

- 食の安全は、事業者の自主的な衛生管理の取組が基本です。特に、より高度な衛生管理に取り組もうとする意欲のある事業者もいます。
- 一般社団法人静岡県食品衛生協会は、衛生管理の向上に向けた自主的な活動として、食品関連事業者の中から食品衛生指導員を養成し、地域の食品営業者・消費者との連絡調整や営業施設の指導等を行っています。
- 県は食品衛生指導員の中から食品衛生推進員を委嘱し、飲食店等においてHACCPに沿った自主衛生管理を適切に助言指導できるリーダーを養成しています。

【課題】

- 衛生管理を向上させるためには、食品事業者がその必要性を十分に理解し、行動する必要があります。法令遵守の徹底だけでなく、事業者自らが、食の安全のための取組を積極的に行っていく必要があります。

具体的施策（1）食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品衛生推進員活動事業	食品衛生推進員による食品衛生指導件数（件/年）	55,000 件	35,000 件	累計 70,000 件	累計 105,000 件

- HACCPに沿った衛生管理の向上を目指す中小規模食品事業者に対して、技術的助言・指導を行います。 【衛生課】
- 事業者の自主的な衛生管理体制を確立するため、食品衛生推進員に対する指導を行い、巡回指導を支援します。 【衛生課】
- 中小規模製造施設や飲食店等へのHACCPに基づく衛生管理の導入を推進するため、一般社団法人静岡県食品衛生協会が独自に行っているHACCP認証制度（静岡県HACCP承認事業）を支援します。 【衛生課】

【分野別瀬施策 6】 食品に係る危機管理体制の充実

【現状】

- 県内4機関の食品衛生検査施設（東部・中部保健所、環境衛生科学研究所及び食肉衛生検査所⁶⁵）において、食品衛生法に基づく食品の検査を実施しています。
- 食品の流通は広域化かつ複雑化しており、広域大規模食中毒や想定外の有害物質による健康被害も発生しています。
- 県では、重大な健康危害が発生するおそれが生じた場合に備え、危機管理体制をトップとした「静岡県危機管理連絡調整会議」を開催し、迅速に対応する体制を確保しています（「ふじのくに」危機管理計画（食の安全対策編））を

策定)。

- 食品による健康被害(疑いを含む。)が発生した場合は、県で策定した静岡県食中毒対策要綱や食中毒処理マニュアル等に基づき、迅速かつ的確に調査を実施しています。
- 食中毒の原因となる細菌やウイルスに加えて、病原物質として注目されている寄生虫(アニサキスやクドア等)の寄生実態や予防対策に関する研究を実施しています。
- 農畜水産物中の残留農薬、動物用医薬品の効率的な一斉分析法の検討を継続的に実施しています。
- 健康危機管理事案では迅速な対応が求められるため、植物性自然毒等の迅速な試験方法の検討を実施しています。
- 原因施設等が他の自治体に所在する場合は、当該自治体に調査を依頼するなど、関係機関と連携のもと、原因究明に努めています。

【課題】

- 健康被害の拡大防止及び再発防止のため、速やかに調査を開始し、原因究明を行い、原因食品の排除等必要な措置を講ずる必要があります。
- 食品の多様化、食品流通の広域化、輸入食品の増加などにより、調査や原因究明が複雑化、困難化する場合があります。
- 広域発生や集団発生の感染症及び食中毒事案(疑いを含む。)の原因究明に当たっては、食品担当課と感染症担当課の連携が重要です。
- 無数にある有害物質のすべてを想定し、検査の機器、試薬を備えることは難しい状況です。

具体的施策(1) 関係機関等との連携体制の強化

事 業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
関係機関・自治体等との情報交換	関係機関・自治体等との情報交換回数	—	5回	累計 10回	累計 15回

- 食に関する重大健康危機事案等が発生した場合は、必要に応じ、静岡県危機管理連絡調整会議を開催し、全庁での情報共有などを図ります。

【事務局、危機政策課、関係課】

- 平常時から、広域的な食品事故に迅速に対応するため、国から発信される食品被害情報等の収集に努め、全国食品衛生主管課長連絡協議会等の組織を通じ、他の自治体との定期的な情報交換や相互協力を図ります。

【衛生課】

- 輸入食品に対する情報交換の場として、東海地区の検疫所及び関係自治体で組織する「東海地区輸入食品等衛生対策連絡会」に参加し、違反食品の発見・排除に努めます。

【衛生課】

具体的施策(2) 食品による健康被害発生時の調査・原因究明

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
担当職員の資質及び危機管理能力の向上	職員向け研修会の開催回数	—	3回	累計6回	累計9回

- 食品による健康被害の発生を探知した際は、感染症担当課と食品担当課が連携・協力し調査を進め健康被害の拡大と再発防止を図ります。

【感染症対策課、衛生課】

- 健康被害の発生時に迅速かつ的確な初動調査を実施するため、平時から保健所の感染症及び食品衛生担当者を対象とした研修会を開催し、担当職員の資質及び危機管理能力の向上を図ります。 【感染症対策課、衛生課】
- 進歩する検査技術に対応するため、検査担当職員を対象とした研修会を開催し、担当職員の資質向上を図ります。 【衛生課】
- 特に、複数の都道府県等が関係する腸管出血性大腸菌による広域発生事例や食品衛生法第66条に基づく広域連携協議会が開催された場合には、国、都道府県等その他関係機関(地方衛生研究所⁶⁷等)と相互に連携・協力し、拡大防止を図ります。 【感染症対策課、衛生課】

具体的施策(3) 試験検査・調査研究体制の充実

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
内部点検・外部精度管理	改善率(%) (改善実施件数 /指導実施件数)	100%	100%	100%	100%

- 試験検査結果の信頼性を確保するため、内部点検の実施、外部精度管理等に参加し、試験検査結果の信頼性を確保します。

【環境衛生科学研究所、衛生課】

- 最新の情報を入手するため、学会、報告会等へ積極的に参加し、地衛研ネットワーク等による、他機関との連携体制を構築することで、健康危機管理事案への対応の迅速化、強化を図ります。 【環境衛生科学研究所】
- 最新情報に基づき標準品の整備、試験法の検討、妥当性の確認を行い、検査体制を整備します。 【環境衛生科学研究所】
- 食品に係る健康危機管理事案発生時には、試験法等の関連情報を収集し、迅速な対応を行うと共に、逐次、衛生課を通じて県民への情報提供を行います。また、現場の調査を担当する関係機関とも緊密に連携し、原因究明に向けた情報収集等を行える体制を整備します。

【環境衛生科学研究所、衛生課】

- 違反率や健康被害の程度等を勘案し、重要性が高い検査項目については、試験法の検討や妥当性の確認を行い、検査体制を整備します。 【衛生課】

II 【柱2】 消費者の食に対する信頼確保

【分野別施策1】 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進

【現状】

- 「食の安全」は科学的な根拠に基づく対応によって担保することができます。しかし、「食の安心」は消費者の主觀に関わるものであり、「食の安全」を確保するだけでは不十分で、消費者が感じる漠然とした不安に対し、正しい情報を発信することや、丁寧なリスクコミュニケーションを行うことで、こうした不安感を払拭する機会を重ねることが必要です。
- 食生活においての安心は、食品の作り手や売り手に対する信頼だけでなく、食品の安全性が信頼されていることが大切な要件となります。
- 消費者の食品安全に対する意見等も多様化しています。

【課題】

- 令和7年度に実施した県政インターネットモニターアンケートの結果によれば、「食の安全・安心に関する講習会、意見交換会」の認知度は26.2%でした。引き続き、開催内容や周知方法を工夫し、より幅広い県民の参加を促進する必要があります。
- 食品の安全性について理解を深め、食品の安全性についての共通理解を図るためのリスクコミュニケーションを進めていく必要があります。特に、食の安全に関心の高い子育て世代に対し、食品を信頼できる情報を示すためには、意見交換が必要です。

具体的施策(1) 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
タウンミーティング・意見交換会等の開催	開催回数	12回	12回	累計 24回	累計 36回

- タウンミーティングや食の安全推進のための意見交換会など様々な機会を通じて寄せられた県の施策への意見や要望を、食品安全行政へ反映します。 【事務局、関係課】
- 寄せられた意見と施策への反映状況をホームページで公開することによって、県民が施策に対し意見表明しやすい環境を作ります。 【事務局】
- 県政インターネットモニターアンケート等により県民の食品の安全性に対する意識を把握し、施策に反映します。 【事務局・関係課】
- アクションプランの策定に当たっては、県民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施し、県民に意見を求め、これを考慮して計画を決定します。 【事務局】

具体的施策(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
タウンミーティング・意見交換会等の開催	タウンミーティング・意見交換会等に満足した参加者の割合 (%)	－	80%以上	80%以上	80%以上

- 食に関わる関係者間の相互理解を図るため、「食の安全推進のための意見交換会」や「タウンミーティング」など様々な機会を通じて、消費者や関係者等と食品のリスクに関する情報・意見を相互に交換する機会を作ります。 【事務局】
- 食の安全に关心の高い子育て世代やこども・若者世代を対象にタウンミーティング、出前講座等を開催し、相互理解の推進に努めます。 【事務局】

【分野別施策2】 食品の安全・安心に関する情報発信の充実強化

【現状】

- 食の安全・安心に関する、正しくわかりやすい情報が、食品に対する安心感につながっています。
- これまで、食中毒警報をはじめとする食品の安全性に関する緊急情報について、必要な都度、県民に対して危機管理情報を発信しています。
- マスメディア等にあふれている食に関する情報の中には、誤った情報や偏った情報もあり、不安感を募らせる消費者も少なくありません。
- 県に対して食品による健康被害の発生状況や関連する食品の安全性に関する情報等「食品の安全性に関する迅速かつ正確な情報の提供」を求める県民の声があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大を契機に、消費者や流通事業者等の行動様式やビジネスモデルが大きく変容し、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化が進展しました。
- 県では、給食に関する情報をインスタグラムなどの身近なSNSを活用し、情報発信しています。

【課題】

- 食品に関する情報が溢れる中、リスク管理を行う行政として正しい情報を分かりやすく発信していく必要があります。
- 食品に関する重大な健康危機事案等が発生した際、報道機関の協力を得て、迅速かつ広範に情報を伝える必要があります。
- 報道等を通じて誤解や風評被害等を招く情報が拡散しないよう、県は正確かつ的確な情報を報道機関に伝える必要があります。
- 食中毒警報等食品に関する健康危機管理情報を適時発表し、食品の取扱い上の注意喚起を促し、食中毒の未然防止を図っていく必要があります。
- 健康被害の未然防止や拡大防止のために健康被害につながるおそれのある食品や、安全性に問題のある食品の情報について、緊急情報を発信する必要があ

ります。

- 現在実施しているタウンミーティングだけでは、人数や対象者に制限があるため、参加できない消費者の理解促進が図れるよう、様々な広報媒体により情報発信を引き続き行っていく必要があります。
- SNS や動画配信など、デジタル技術を有効に活用し、効果的に情報発信を行う必要があります。

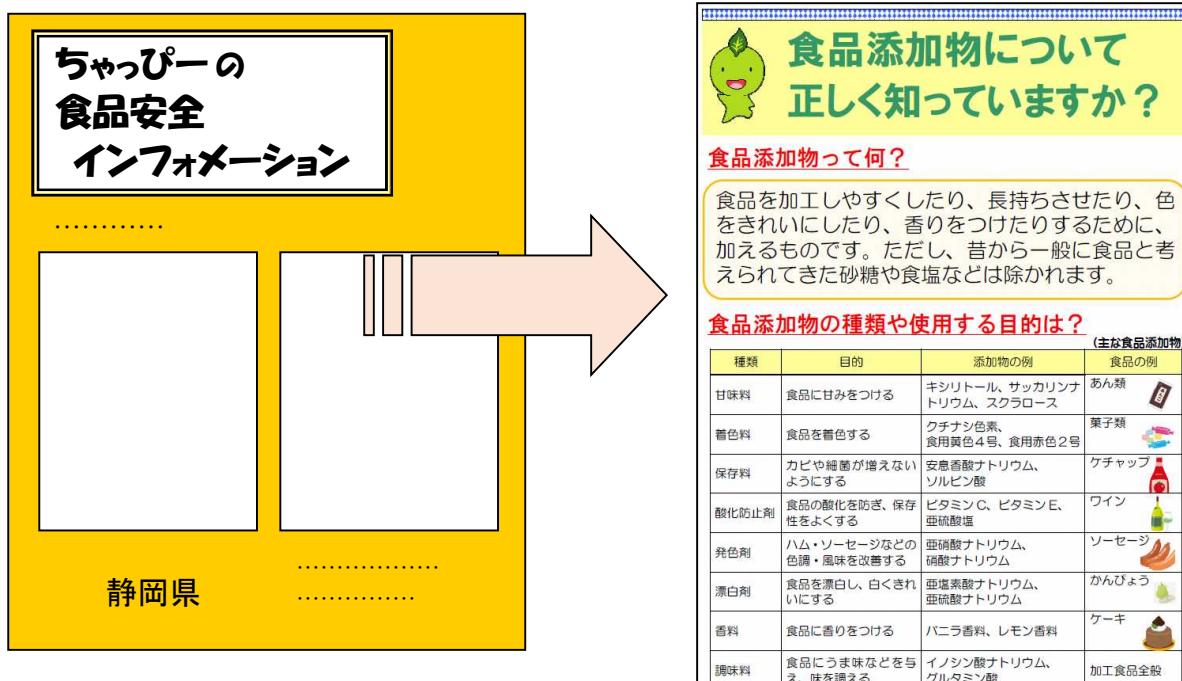
具体的施策(1) 迅速でわかりやすい情報の提供

事 業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
ちやっぴーの 食品安全イン フォメーション事業における情報の提供	情報提供回数	24回/年	24回	累計 48回	累計 72回

- 食の安全に関する多種多様な情報が氾濫する中、食の安全に関する情報を広く収集し、情報の科学的根拠や確かさをチェックし、正しい情報をタイムリーに分かりやすく発信するために県庁内の食の安全に関する各課の取組を一括して閲覧できるホームページ「フード・ゲートウェイ」や各種広報媒体の活用により、積極的かつ迅速な情報提供を行います。

【事務局】

- 食品安全情報掲示板(ちやっぴーの食品安全インフォメーション)により、あらゆる世代の県民の目にふれる機会を増やし、食品の安全・安心に関する情報提供を行います。特に、こども園等の保護者向けに発信し、情報提供先の範囲を広げます。 【衛生課】
- 消費者向けのパンフレットを更新し、食物アレルギー表示や栄養成分表示⁶³等を含む食品表示制度の理解度の向上を図ります。 【衛生課】
- 国や関係機関、学術情報等から得られる科学的根拠に基づく正確で適切な情報を収集し、消費者へより分かりやすく提供します。 【事務局】



具体的施策(2) 食品安全検査結果の公表

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品検査の合格等安全情報提供	情報提供回数	47回	35回	累計70回	累計105回

- 食中毒事件や食品検査において食品衛生法違反が判明した場合には、事業者に対する営業禁止や回収命令等の行政処分を行い、その内容を速やかに公表します。 【衛生課】
- 食品回収等の違反情報に限らず、県が実施した食品試験検査の結果、合格と判定された安全情報についても積極的に公開します。 【衛生課】
- 都道府県を越える広域的な食中毒事案や異物混入事案などが発生した場合には、消費者が正しく理解し、安心して食品を選択できるような情報を積極的に発信します。 【衛生課】
- 消費者に誤認を与える不適正な表示を行った事業者に対しては、食品表示法及び景品表示法⁶³に則って指導を行い、違反を確認した場合には、命令により厳正な行政処分を行います。また、事業者による自主的な公表を促します。 【県民生活課、衛生課】

具体的施策(3) デジタル技術を有効に活用した情報の発信

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食の安全・安心に関するホームページ情報の充実	フード・ゲートウェイの更新回数	—	50回	累計100回	累計150回

- 「食育月間」(6月) や毎月19日の「食育の日」「共食の日」等を中心に、SNS等を活用して望ましい食生活の実践に関する情報を発信します。 【健康増進課】
- しづおか食の安全推進委員会が作成するホームページ「フード・ゲートウェイ」に、しづおか食の安全推進委員会が行っている食の安全・安心に関する情報を公開し、県民に対して利用及び活用を促します。 【事務局】
- 地場産物を取り入れた学校給食や、学校における食育の様子、学校給食調理場での衛生管理研修等、学校給食の安全・安心に関する情報を、県民に対してSNS等各種情報媒体を活用し提供します。また、家庭等で活用できる食育動画や資料等の情報を提供し、デジタル化に対応した食育の推進を図ります。 【健康体育課】

具体的施策(4) 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品の安全性に関する緊急情報の発信	緊急情報発信頻度 (危機管理情報含む)	54回	適時	適時	適時

- 食中毒や重大な食品事故、食品の検査結果等について、積極的に公表し、正確な情報を分かりやすく提供することで県民への注意喚起を図ります。

【事務局、危機政策課、衛生課】
- 飲食を起因とする広域的または継続的な健康危機事案等の発生時には、危害発生及び被害拡大を防止するため、危機管理情報、食中毒警報等を適時に発表し、消費者及び食品取扱者に対し、マスメディア、市町、関係団体等を通じて、注意を喚起します。

【危機政策課、衛生課】

【分野別施策3】 消費者の正しい知識習得への支援

【現状】

- 消費者が身近な地域で食の安全に関して学習できるよう、食に関する幅広い知識を有する人材や事業者等と連携し、地域における食育活動が行われています。
- 家庭での食中毒などを未然に防ぐためには、消費者一人ひとりが食の安全に関する正しい知識を持ち、実践につなげていくよう、啓発活動を行っています。

【課題】

- 食に関する必要な知識を持ち、生涯にわたり望ましい食生活を実践することができる力を身につけるため、子どもの頃からの食育を推進する必要があります。
- 消費者教育を担う人材の育成と、その人材の効果的な活用により、学校や地域における消費者教育の推進体制を強化する必要があります。
- 消費段階における安全性確保のため、消費者への食品衛生の知識の普及や学習機会の支援を充実する必要があります。

具体的な施策(1) 静岡県食育推進計画に基づく食育の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食育指導者研修会・情報交換会の開催	各健康福祉センターの開催回数(回/年)	1回以上/年	1回以上	1回以上	1回以上

- 子どもの頃の経験や身についた食習慣は、その人の価値観や生き方をも左右する大きな意味を持つことから、「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」を通して、生涯にわたり望ましい食生活を実践することができる力を身につける食育を推進します。

【健康増進課】
- 幼児・児童・保護者等を対象に望ましい食生活に関する知識や料理をつくる体験等を取り入れた食育教室の実施や食育を実践する指導者の資質向上のための研修会を開催します。

【健康増進課】
- 消費者対象の食品表示出前講座への講師派遣や、パンフレット・ガイドブック等を通じ、食品表示に対する理解の促進を図ります。

【衛生課】
- 消費者教育に関する知識を有する指導者を育成するため、学校教諭や学校栄養士等を対象に講座を実施します。

【健康体育課】
- 親子等を対象に、バランスのとれた食生活への意識向上や農林漁業への理解醸成を図り、地域の食品を選ぶ県民の増加につなげるため、農林漁業及

具体的施策(2) 食品の安全に関する知識の普及や啓発

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食の安全に関する学習機会の提供	食品安全出前講座の開催回数	12回	15回	累計30回	累計45回

- 食品の安全性に関する知識・情報を提供するため、県内各地域で消費者を対象とした講習会を開催するとともに、団体等からの依頼に応じた講師派遣を行います。 【事務局】
- 食中毒予防や食品衛生に係る正しい知識の普及・啓発のため、ホームページやマスメディアを通じた情報提供やリスクコミュニケーションを実施します。 【衛生課】
- 消費者教育講師人材バンクの登録者を出前講座の講師として派遣することにより、学校や地域における消費者教育を推進します。 【県民生活課】

【分野別施策4】 適正表示の推進

【現状】

- 令和7年度県政インターネットモニターアンケートにおいて、食品を購入する際に食品表示を「必ず確認している」又は「どちらかといえば確認している」と回答した人の割合は82.9%であり、県民の食品表示に対する関心の高さがうかがえます。
- 食物アレルギー表示の欠落等、食品表示に係る事故が後を絶たず、県民の食品表示に対する信頼を確保することが重要です。
- 食品表示に関する法令は複雑で分かりにくいため、事業者への的確な指導・周知及び県民への啓発が必要です。

【課題】

- 関係部局と連携して事業者に対する表示制度の啓発や監視・指導を実施することにより、食品表示の適正化を推進していく必要があります。
- 緑茶の表示については、消費者の静岡茶への信頼確保のため、適正表示の徹底を図る必要があります。
- 水産物については、流通経路が複雑なため原産地情報が誤って伝達、表示される可能性が高く、また、地域や成長段階により名称が異なる魚種が多いことから、消費者の誤解や混乱を招きやすい状況です。
- 遺伝子組換え食品については、消費者の安全性に対する関心も高く、消費者が安心して食品を選択できるよう、表示の適正化を図る必要があります。また、安全性の審査を受けたものであることなど正しい情報を提供し、理解促進を図る必要があります。
- 食物アレルギーは、アナフィラキシーショック⁶²による死亡事故など、重篤なケースになるおそれがあるため、表示の適正化を図る必要があります。

具体的施策(1) 食品の正しい表示についての指導・啓発

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品表示調査	調査商品数	—	15,000商品	累計 30,000商品	累計 45,000商品
食品表示法違反 に対する改善指導	改善率(%) (改善完了商品数/違反等商品数)	—	100%	100%	100%

[指導]

- 食の総合相談窓口に寄せられた食品表示不審情報を端緒とした調査を行うとともに、食品衛生監視員が、食品表示法、健康増進法⁶⁴、米トレーサビリティ法⁶⁴等の関係法令に基づく適正な表示について指導を実施し、食品表示適正化の推進を図ります。 【衛生課】
- 効果的・効率的な監視指導を目的として、関係部局と連携した食品表示合同監視指導を実施します。 【県民生活課、衛生課】
- 茶業関係者に向けた表示の研修会を実施します。 【県民生活課、衛生課、お茶振興課】
- 店頭での緑茶の買上げ調査等による、表示の適正化のための指導を実施します。 【県民生活課、衛生課、お茶振興課】
- 食品販売店などへの合同監視、外食店の表示調査などにより不適正な表示に対して景品表示法に基づく指導を実施し、表示の適正化を図ります。 【県民生活課】

[啓発]

- 食品表示の分かりやすい啓発資料の配布及び出前講座への講師派遣を通じ、県民が食品表示を、健康づくりや商品選択に積極的に活用できるよう啓発を行います。 【衛生課】
- 事業者向け食品表示講習会の開催及び出前講座への講師派遣を通じて食品表示制度の周知徹底を図り、事業者が自ら正しい表示を行うことにより、不適正表示を未然に防止します。 【衛生課】
- 水産流通加工関係者を対象とした食品表示研修会の開催により、水産物の食品表示の適正化を推進します。 【県民生活課、衛生課、水産振興課】
- 事業者を対象とした研修会等に講師を派遣し、景品表示法についての啓発を行います。 【県民生活課】

具体的施策(2) 遺伝子組換え食品の表示適正化の推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
食品製造・加工者施設における立入件数	製造・加工施設に対する監視率(%) (監視件数/目標監視件数)	100%	100%	100%	100%

- 食品製造施設に立ち入り、遺伝子組換え食品の分別等、原材料の適正な取

具体的施策(3) 食物アレルギー対策の推進

事 業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
アレルゲン表示違反が判明した製造者等への改善指導	改善率 (%) (違反改善数/違反数)	—	100%	100%	100%

- 食品表示法により表示が義務づけられている特定原材料について、食品衛生監視員が食品に適正に表示されていることを確認し、また、流通食品のアレルギー物質検査を実施し、食品事故の未然防止に努めます。

【衛生課】

【分野別施策5】 県産食品の信頼確保

【現状】

- 県では、県内産農畜水産物や県内で製造された加工食品の検査を行っています。
- 東日本大震災における原子力災害対策に関連し、各都道府県において、国が定めたガイドラインを踏ました、食品中の放射性物質のモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられています。本県では、これまで県内の野生きのこから基準値を超えた放射性セシウムが検出されています。
- 貝類が貝毒の原因となる毒成分を持つプランクトンを摂取すると、貝類の体内に毒成分が一時的に蓄積されて貝毒が発生します。
- 貝毒による健康被害（麻痺、下痢）を防止するため、水産振興課が事務局となり業界及び行政機関から構成される「浜名湖貝毒監視連絡会」を設置しています。
- 生産物等に関する調査の結果、貝毒の発生が確認された場合は、漁協に対し出荷自主規制措置の実施を指導するとともに、関係業界（流通、観光）及び消費者へ速やかに情報提供を行う体制が整備されています。
- 国内で飼養されている全ての牛に個体識別耳標が装着されているため、耳標の個体識別数字から飼養履歴が確認できます。今後も耳標の装着と情報入力を徹底したうえで、個体識別情報の適正管理を推進します。
- 米トレーサビリティ法に基づき、生産から流通・消費までのあらゆる段階での米の産地情報の伝達が義務付けられています。
- 食品事業者の努めとして、原材料の仕入れ元等に関する基本的な情報を記録し保存に努めることが、改正された食品衛生法の一般的な衛生管理の基準に盛り込まれています。
- 農業生産においても化学 農薬・化学肥料の使用量削減などの環境負荷低減が求められているため、令和3年に策定された「みどりの食料システム戦略」を推進しています。
- 県産食品においても、食品ロス削減、環境負荷低減といった食の社会課題解決と高付加価値化の両立には、フードテック等の先端技術の活用や、未利用

食材を活用した食のアップサイクルの促進などが重要な要素となっています。

【課題】

- 県内産農畜水産物等の検査を行い、その結果を発信することで、県民の不安を解消するとともに、相談に対応できる体制を継続していく必要があります。
- 県内産農畜産物については、依然として野生きのこから基準値を超える放射性セシウムが検出される例があることから、野生きのこの検査を継続していく必要があります。
- 他県において貝毒が発生した場合でも本県内で風評被害が発生するなど、貝毒に対する消費者の理解が不十分であることから、消費者に対し正確な情報を発信する必要があります。
- ブレンドや小分けなど複雑な流通システム上の問題から、生産者まで遡及することが困難な農畜水産物もあります。このため、一貫したトレーサビリティシステムを構築するには、生産から流通・販売にいたるフードチェーンの各段階での連携や協力が不可欠です。
- 広域かつ複雑化した食品流通の中では、生産段階だけでなく食品の製造又は加工段階においても、食品に関する必要な情報（「いつ」、「どこから（どこへ）」、「何を」、「どれだけ」）を記録し保存することによって、違反食品等の問題が発生した際に早期の特定と排除が可能となります、食品事業者に対する啓発の必要があります。
- 現在、県内で有機農業に取り組んでいる農業者は約半数が 1 ha 未満であり、1 者あたりの取組規模は小さい状況です。
- 食品事業者に対し、フードテック等の先端技術を活用した食のアップサイクルの必要性を情報発信し、未利用食材を活用したアップサイクル食品の開発など、食の社会課題解決や持続可能な食品産業の振興に寄与する取組拡大を図っていく必要があります。

具体的施策(1) 県産食品の安全に関する情報の発信

事 業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
県産食品の検査結果情報提供	県産食品の検査結果情報提供回数	—	12回	累計 24回	累計 36回

- 県産食品の抜き取り検査や、県内産農畜水産物等に対する放射性物質検査の検査結果を積極的に発信します。 【衛生課】
- 毒化した貝類を出荷流通させないため、貝毒検査及び環境調査による監視を継続して実施するとともに、検査及び調査結果に関する情報を積極的に発信します。 【水産振興課】
- 養殖現場見学会やイベント等の機会をとらえ、養殖魚に関する情報（飼育方法、飼料、医薬品等）の発信を行い、消費者の養殖魚に対する理解の促進を図ります。 【水産資源課】
- 消費者の県産品に対する信頼を確保するため、適正な食品表示ができるよう、たびたび制度改正が行われる食品表示法について事業者向け講習会を

開催し、その開催状況を発信します。

【衛生課】

具体的施策(2) トレーサビリティシステムの推進

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
家畜個体識別システムの円滑な稼動推進	牛個体識別耳標の装着・情報入力実施率(%) (牛個体識別耳標装着・情報入力済数/牛個体識別耳標装着・情報入力対象数)	100%	100%	100%	100%

- 消費者が牛肉の生産履歴を追跡できるよう、農場に個体識別情報の登録を指導します。 【畜産振興課】
- 食品の製造施設への監視指導の際に、食品の原材料等に関する記録を確認するとともに、事業者に対し記録・保管を啓発指導します。 【衛生課】

具体的施策(3) 環境に配慮した生産体制の導入・定着

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
環境に配慮した生産体制の導入・定着	有機農業の取組面積	771ha	950ha	1040ha	1130ha

- 化学肥料や農薬の使用低減等、環境に配慮した生産方式への転換を支援していきます。 【食と農の振興課】
- 有機農業に対する消費者の理解の増進、需要の喚起を行っていきます。 【食と農の振興課】

具体的施策(4) 食品関連事業者の食の安全・安心等に関する知識習得への支援

事業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
未来型食品創出教育プログラム	プログラム受講者数(人/年)	—	24人	24人	24人

- 食品事業者を対象に、消費者に対する食品の安全・安心を始め、フードテック等の先端技術の活用などに関する知識を習得するための教育プログラムを開催し、食の社会課題解決と高付加価値化を両立する未来型食品の開発に寄与する中核人材を育成します。 【新産業集積課】

【分野別施策6】 食品に係る危機管理対応の充実

【現状】

- 近年の食品流通の広域化が、大規模食中毒につながらないよう、国の関係省庁と各自治体が広域連携を図り、危機管理体制を整備しています。
- 海外から、国内法に不適合な食品が輸入され、健康被害につながることのない

よう、検疫所及び、自治体で検査を行い、違反食品があれば、速やかに国と自治体で情報を共有しています。

- 消費者からの、複数の法令にわたる食品や食品表示に関する苦情や相談、問合せに対応する窓口「食の総合相談窓口」を設置しています。
- 食品による危害が発生した場合やそのおそれがあるとき、事業者の危機対応が迅速かつ的確に行われるよう、事業者支援を行っています。

【課題】

- 近年の食品流通の広域化・国際化に対応した食品危機管理体制の整備を行い、健康被害の未然防止及び拡大防止に努める必要があります。
- 食品を原因とする健康被害の拡大を防止するため、苦情等のあった食品については、迅速に調査し、関係機関と連携して適切な措置をとる必要があります。
- 食品流通の複雑化・広域化により、食品による危害の発生は広域化する傾向にあり、こうした事態に迅速かつ的確に対応するため、緊急時の連絡体制や被害拡大防止のための対応を予め整備しておくことが必要です。

具体的施策(1) 食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応

事 業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
「食の総合相談窓口」に寄せられた相談への対応	完了率 (%) (対応完了件数/相談件数)	100%	100%	100%	100%

- 委員会事務局（衛生課）及び健康福祉センターにおいて「食の総合相談窓口」を継続して設置し、消費者の食品や食品表示に関する苦情や相談を受け付け、速やかに対応します。 【衛生課】

- 食品は広域に流通するため、安全確保のため、厚生労働省をはじめとする関係省庁との連絡、情報交換を密にします。必要に応じて全国食品衛生主管課長連絡会議等を通じて各自治体との情報共有と国への要望を行います。 【衛生課】

- 県内政令市との定期的な情報交換を行い、連携体制を確立するとともに、県全域における課題に対して連携した施策を推進します。

【衛生課、関係課】

具体的施策(2) 事業者の危機管理対応の啓発、助言

事 業	活動指標	現状値 (R6年度)	R8年度	R9年度	R10年度
新規事業者への危機管理対応支援 (食品衛生申請等システム)	新規事業者への助言実施率 (%) (助言実施数/新規許可件数)	—	100%	100%	100%

- 事業者には食品衛生法第58条第1項や食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく届出制度の周知を行い、緊急時の対応マニュアルなどの体制整備を支援します。 【衛生課】
- 事業者による自主回収時には、届出により内容を把握し、迅速な回収や改善対応等を指導します。 【衛生課】